

卸売市場法改正に伴う愛知県地方卸売市場条例等のあり方について

1 愛知県地方卸売市場条例

(1) 概要

愛知県地方卸売市場条例は、卸売市場法の条例委任規定等に基づき、地方卸売市場の開設及び地方卸売市場の業務について必要な事項を定めたもの。

(2) 県の方向性

廃止

(3) (2) の理由

卸売市場法改正に伴い、条例で規定する事項（地方卸売市場の開設等）の法律上の条例委任規定が廃止され、地方卸売市場の認定手続き等は、卸売市場法や卸売市場法施行令・施行規則で行える形となるため。

2 愛知県卸売市場整備計画

(1) 概要

卸売市場法第6条の規定に基づき、国が策定した「卸売市場整備方針」や「中央卸売市場整備計画」に即した県内の卸売市場を整備・運営するための基本指標を策定したもの。

愛知県は、平成28年8月に「第10次愛知県卸売市場整備計画」を策定し、その中で、卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な供給を通して県民生活の安定に寄与するという役割を果たしていくため、地方卸売市場の経営の安定化や機能強化に向けて、取組を推進することとしている。

（卸売市場法第6条）抜粋

都道府県は、卸売市場の整備を図るための都道府県卸売市場整備計画を定めることができる。

(2) 県の方向性

廃止（県内の地方卸売市場に対する指導支援等については、改正卸売市場法において国が定めた「卸売市場に関する基本方針」に即して行う。）

(3) (2) の理由

卸売市場法改正に伴い、愛知県卸売市場整備計画の基となる国の「卸売市場整備方針」及び「中央卸売市場整備計画」が廃止されるとともに、都道府県卸売市場整備計画に係る法律上の規定も廃止されるため。

3 愛知県卸売市場審議会条例

(1) 概要

卸売市場法第71条の規定に基づき、知事の諮問に応じ、愛知県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する愛知県卸売市場審議会の運営について定めたもの。

(卸売市場法第71条)

都道府県は、都道府県知事の諮問に応じ都道府県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県卸売市場審議会を置くことができる。

(2) 県の方向性

廃止

(3) (2) の理由

2(3)の理由のとおり都道府県卸売市場整備計画に係る法律上の規定が廃止され、都道府県卸売市場審議会の主な諮問事項である都道府県卸売市場整備計画に係る調査審議が不要となり、設置目的がなくなるため。

なお、卸売市場法改正に伴い、都道府県卸売市場審議会に係る法律上の規定も併せて廃止されている。